



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令・府令・デジタル庁令・省令〕

○関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

(内閣官房・内閣府・カジノ管理委員会・デジタル庁・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委・防衛一)

〔府 令〕

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (内閣府八九)

〔府令・省令〕

○物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則 (内閣府・総務・財務一)

六

五

四

○中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・文部科学二)

○農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令 (内閣府・農林水産六)

○大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令 (同七)

○旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則及び旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・国土交通六)

○不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令 (同七)

○宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令 (同八)

○デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (デジタル庁三)

○東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令 (復興庁・農林水産一)

○地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令 (総務一〇四)

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令 (同一〇五)

○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令及び納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令 (同一〇六)

○戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡し事務の郵便局における取扱いに関する省令及び戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令 (総務・法務一)

三

元

六

三

二

九

七

〔デジタル庁令〕

○デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (デジタル庁三)

〔復興庁令・省令〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令 (復興庁・農林水産一)

〔省 令〕

○地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令 (総務一〇四)

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令 (同一〇五)

○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令及び納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令 (同一〇六)

○戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡し事務の郵便局における取扱いに関する省令及び戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令 (総務・法務一)

○技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令 (総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

○指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令等の一部を改正する省令 (法務五五)

○弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則及び総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令 (同五六)

○財務省組織規則の一部を改正する省令 (財務五九)

○財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令 (同六〇)

○民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令 (同六一)

○たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令 (同六二)

三

五

四

三

三

(以下次のページへ続く)

七

三

三

三

三

三

三

元

七



○千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の附属書の改正に関する件(外務四七二)

三〇九

○分離適格振替国債の指定等に関する省令第二条第一項に規定する固定の利付国庫債券を定める件及び国債の発行等に関する省令第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準を定める件の一部を改正する告示(財務三二三)

三〇四

○認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件(文部科学一六三)

三〇五

○文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件(同一六四)

三〇六

○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(厚生労働三四二)

三〇七

○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令附則第四項の規定に基づき大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が定める海域を定める件(農林水産二〇一六)

三〇八

○資源管理基本方針の一部を変更する告示(同一〇一七)

三〇九

○特定水産資源(めかじき(南西太平洋海域)、めばち(東部太平洋条約海域)、あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3M)、あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3O))、いわしくじら、からすがれい(北西大西洋条約海域)、きはだ(インド洋協定海域)、にたりくじら、みんくくじら及びめばち(インド洋協定海域))に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件(同一〇一八)

三〇九

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する告示(同一〇一九)

三〇四

○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件(同一〇二〇)

三〇五

○漁港指定の一部を改正する件(同一〇二一)

三〇六

○令和六年度のてん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びにでん粉の製造の用に供するばれいしよ及びかんしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件(同一〇二二)

三〇七

○令和六年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めた件(同一〇二三)

三〇八

○令和六年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件(同一〇二四)

三〇九

○肉用子牛の合理化目標価格を定めた件(同一〇二五)

三〇九

○特定水産資源(まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部)に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件(同一〇二六)

三〇九

○特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群)に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件(同一〇二七)

三〇四

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七條の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件(同一〇二八)

三〇五

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五條第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法の一部を改正する件(同一〇二九)

三〇六

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六條の規定に基づく操業日誌の記載義務について農林水産大臣が定める海域等の一部を改正する件(同一〇三〇)

三〇七

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件(経済産業一六九)

三〇八

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第二十四条第二項第一号の規定に基づき公示する件(同一〇七〇)

三〇九

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件の一部を改正する件(同一〇七一)

三〇九

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件(同一〇七二)

三〇九

○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件(同一〇七三)

三〇九

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第二十七条及び第二十八条の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式及び記載方法の一部を改正する件(特許庁一四)

三〇九

○特許法施行規則第二十七条の五第一項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十条の三第一項の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式の一部を改正する件(同一〇一五)

三〇四

○航海用具の基準を定める告示等の一部を改正する告示(国土交通一一一五)

三〇五

○国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示の一部を改正する告示(同一二一六)

三〇六

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件(同一二一七)

三〇七

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件(同一二一八)

三〇八

○低騒音型建設機械の指定に関する件(同一二一九)

三〇九

○低振動型建設機械の指定に関する件(同一二二〇)

三〇九

○不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する件(同一二二一)

三〇九

○倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示(同一二二二)

三〇九

(資料)

○国庫歳入歳出状況(令和五年度令和五年十月分)(財務省)

三〇九



○厚生労働省告示第百四十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和六年一月一日から適用する。

令和五年十二月二十八日

厚生労働大臣 武見 敏三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
別表					別表				
I～V (略)					I～V (略)				
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格					VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
	品 名	単 位	材 料 価 格		品 名	単 位	材 料 価 格		材 料 価 格
001	(略)			001	(略)				
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,358円</u>	002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,183円</u>		
003	歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,341円</u>	003	歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,166円</u>		
004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>7,491円</u>	004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>7,316円</u>		
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	<u>7,318円</u>	005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	<u>7,143円</u>		
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,037円</u>	006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,095円</u>		
007～009	(略)			007～009	(略)				
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,807円</u>	010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,832円</u>		
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	<u>158円</u>	011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	<u>157円</u>		
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>191円</u>	012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>190円</u>		
013	歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>273円</u>	013	歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>272円</u>		
014～069	(略)			014～069	(略)				
VII～IX	(略)			VII～IX	(略)				